

真言密教と「公益性」について

研究生 寺山 賢照

近年、日本において「公益法人制度改革」の観点から、宗教法人の公益性について、「お寺は公益性を持つているのか」などの議論がなされている。本論では「真言密教における『公益性』」と題して、特に真言宗の開祖、弘法大師空海（以下、「空海」）の思想・活動が、「公益性」を考える際にどのように位置づけることが可能かについて論じた。

「公益性」とは何かについて、平成十八年の公益法人制度改革では「不特定かつ多數の者の利益の増進に寄与するもの」と定め、二十三事業を具体的に挙げている。そのなかに「宗教行為」はないが、これは今回の制度改革が宗教法人に及ぶものではないためである。制度改革では、公益認定を得られた法人は税制上の優遇の代わりに、主務官庁の厳しい監督下におかれることとなる。この改革をめぐる問題点として、筆者は「公益性の内容を国が一方的に決定」「税制優遇の見返りとしての監督強化」「宗教法人固有の活動」という視点の欠如」という点を指摘した。

以上を踏まえ、空海の事跡を振り返ると、鎮護国家の法要、満濃池など土木事業、綜藝種智院の設置などが公益活動にあてはまる。從来貴族仏教と呼ばれた真言密教だが、「奉爲國家請修法表」「奉爲四恩造二部大漫荼羅願文」などを見ると国王のみならず、不特定多數のあらゆるもの

利益増進を目指していたことがわかる。また、困難な土木事業を可能にしたのは在地農民の自発的参集であり、空海は民衆の社会的統合の役割を果たしたといえる。そして「綜藝種智院式并序」にみられる貴賤上下の区別なく諸学を兼修するという種智院の理念も、高い公益性と先進性をもつと評価できる。

また、公益性と保護を引換とする国家の理論的枠組に対する反論は、空海の著書『秘藏宝鑑』の「十四問答」において既になされていてことを指摘した。僧尼の墮落を追及し、阿羅漢に達したものにのみ保護をあたえるべき、とする憂国公子の批判に対し、玄関法師は聖者が今いなくとも、五濁惡世の価値觀に染まらない聖者が出現する可能性がある。そのため聖者に向かう道を滅ぼすべきではないと反論している。そして生活を正しくする点で国家の法と仏教の戒律は趣旨が一致していると指摘し、僧尼の保護を訴えている。このように、僧尼に対する保護を一方的な基準から判断して停止することを批判し、特定時代の世俗的価値觀（五濁惡世）染まらない僧尼の誕生にこそ意義があると述べ、仏法の存続によってそれが可能になると説いているのである。

以上、空海の活動・思想を、今日の「公益性」議論に絡めて論じてきた。空海の活動・思想は、時代的制約はあれども、公益活動の先駆として現代的意義をもつと評価できるといえよう。